

国の施策等に関する 提案・要望書

(平成24年10月)

鳥取県

< 目 次 >

(ページ)

1	周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について 【危機管理局・福祉保健部・生活環境部】	1
2	原子力発電所における防災対策の強化について【危機管理局・福祉保健部】	3
3	地方分権改革の着実な推進と地方税財政制度の確立について【総務部・企画部】	4
4	社会保障と税の一体改革について【総務部・企画部・福祉保健部】	6
5	特例公債法案の早期成立等について【総務部】	8
6	地域自主戦略交付金の運用見直しについて【企画部】	9
7	社会资本整備総合交付金等の予算確保について【県土整備部】	10
8	高速道路ネットワークの早期整備について【県土整備部】	12
9	整備新幹線など高速鉄道網の整備について【企画部】	20
10	日本海側拠点港「境港」の重点整備について【県土整備部】	21
11	斐伊川水系中海の護岸整備及び水質保全対策の推進について 【生活環境部・県土整備部】	24
12	県民の安全安心を守る治水事業（直轄事業）の推進について【県土整備部】	26
13	環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉参加検討について 【未来づくり推進局・農林水産部】	28
14	再生可能エネルギーの導入促進について【生活環境部】	29
15	農林漁業の就業及び定着促進対策の充実強化について【農林水産部】	31
16	森林吸収源対策を推進するための税財源の確保等について【農林水産部】	32
17	岡山大学病院三朝医療センターの存続と新たな発展について【農林水産部】	33
18	高等技能訓練促進費支給期間の継続について【農林水産部】	34
19	スポーツツーリズム・エコツーリズムに関する支援について【文化観光局】	35
20	ジオパーク活動の取組への支援等について【文化観光局・生活環境部】	36
21	三徳山の大山隠岐国立公園への編入について【生活環境部】	38
22	国内地方航空路線の拡充等について【企画部】	39
23	少人数学級の制度化について【教育委員会】	40
24	警察の人的基盤の整備について【警察本部】	41

1 周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について

《提案・要望の内容》

- 原子力発電所の運転に当たっては、地域の安全を第一義とし、周辺地域の意見を踏まえ、新たな原子力安全規制体制のもと、福島第一原子力発電所事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも通用する安全基準に基づき、政府が責任をもって判断するとともに、原子力安全規制行政が、国民の目に見えるよう透明化すること。
- 原子力防災対策などに必要となる防災資機材（モニタリングポストや防護服、放射線測定器等）、原子力災害に対応する医療体制（除染施設、排水処理施設、ホールボディカウンター等）、避難体制の整備、住民等への情報公開、被ばく検査及び専門職員を配置するための人員費などに要する経費について、国が負担すること。

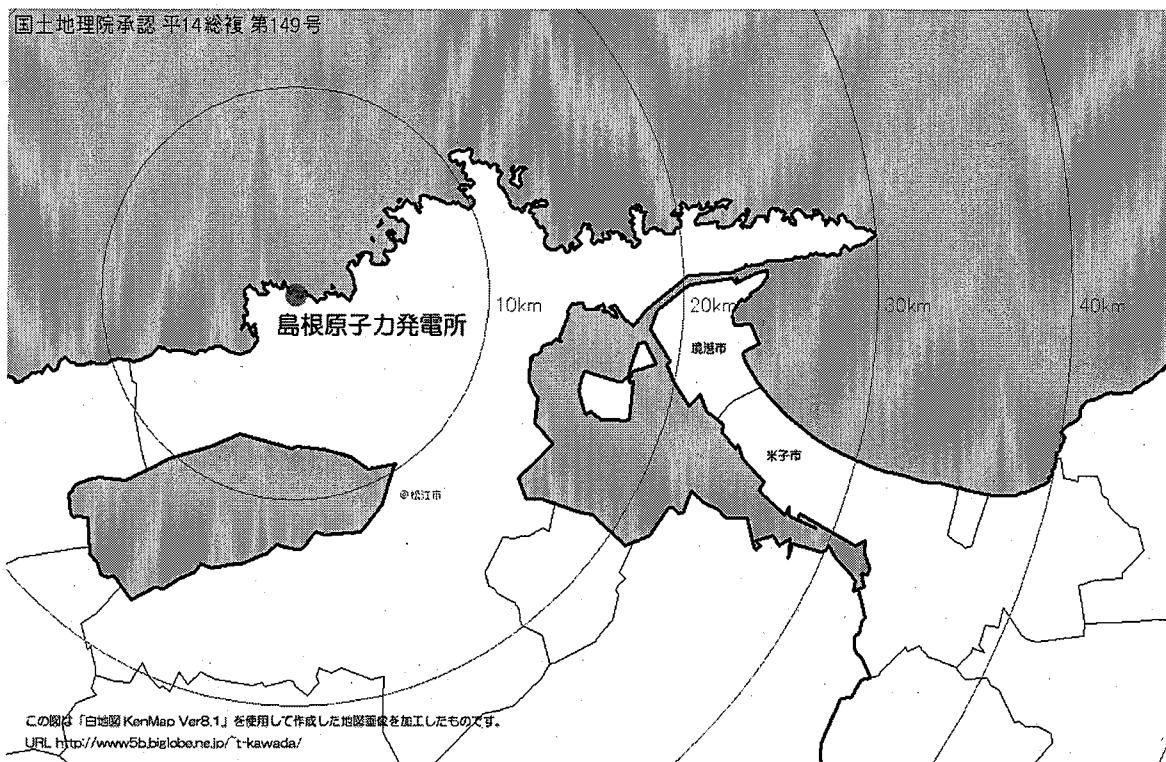
併せて、緊急時防護措置準備区域（U P Z）への対応のため原子力防災体制の整備（初期投資）を緊急に実施する必要があるため、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金及び放射線等監視交付金について、必要な予算を確保するとともに交付金の限度額を撤廃し、早期に交付すること。また、交付金の執行にあたっては、原子力関係施設等が特殊なものであることを考慮し、新たに指定されたU P Zに対応するための機器等の整備が可及的速やかに行えるよう柔軟な対応を行うこと。
- 福島第一原子力発電所の原子炉とほぼ同時期に設置された同型式の原子炉を有する島根原子力発電所について、その特性を考慮した安全対策等の抜本的な見直しを行うとともに、国において地震及び津波等のシビアアクシデント（過酷事故）に対する安全性を点検した上で、中国電力株式会社へ必要な対策を実施するよう、厳正な指導等を行い、その状況を鳥取県民に情報提供すること。
- 中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。

併せて、地方自治体、住民等が参加出来る法的な安全体制を検討し、整備すること。
- 原子力発電所の運転にあたっては、地方自治体の地域防災計画（原子力災害対策編）などの防災対策が整備されていることを確認すること。

<参考>

※鳥取県境から島根原子力発電所までの距離は最短で約17km。

現在検討中のUPZ(30km圏内)では境港市と米子市が対象となる。



島根原発の防災対策費（初期投資）の不足

○島根原発の防災対策費（初期投資）に対する国交付金の不足額は概算で約18億円！

- ・緊急に原子力防災体制の整備が必要。
- ・原子力発電施設等緊急時安全対策交付金及び放射線監視等交付金に限度額の特例が必要。
(単位:百万円)

国の支援策	事業内容	平成24年度 (9月補正含む)	平成25年度以降 所要額(不足額)
原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 (原子力規制委員会)	被爆医療用資機材、安定ヨウ素材等 ホールボディカウンター、除染テント等 防災資機材等の整備・維持、防災訓練 SPEEDIシステム、防災ネットワークシステム等の整備・維持	79 0 74 7	300 145
放射線監視等交付金 (文部科学省)	平常時モニタリング資機材、モニタリングポスト整備等 放射線監視施設整備 非常勤人件費、専門家会議等	4 17 4	473 886
原子力施設等防災対策等交付金 (原子力規制委員会)	非常用通信設備(衛星電話)等	71	3カ年で整備のためには限度額超過
合計		256	約18億円不足 1,804

2 原子力発電所における防災対策の強化について

《提案・要望の内容》

【原子力防災体制の強化】

- 国が中心となって原子力安全対策・防災対策を講ずるとともに、専門的立場から全国の都道府県、市町村、電力事業者の総合的な調整や関係自治体等への助言等を行うこと。
- 島根県と共に島根原子力発電所に係る被害想定のもとに連携して、原子力防災体制整備、住民避難計画策定等、更には地域防災計画（原子力災害対策編）見直し等に取り組むため、国において専門的見地から早急に放射性物質の放出量等の被害想定を示すこと。

【緊急時に備えた体制の整備】

- 島根原子力発電所に係るSPEEDIの計算範囲を拡大し、少なくとも鳥取県全域が配信図形に反映されるようになるとともに、住民の避難先・避難ルートとして想定される隣接県域についてもその安全が確認できるよう配信図形に反映されること。

【被ばく医療体制の整備】

- 避難住民へのスクリーニングについては、一時に多くの住民に対し、速やかな実施が求められ、他自治体等からの人的等の協力が欠かせないことから、事故発生時において迅速かつ円滑な活動ができるよう、国が関与して体制整備すること。
- 国が責任をもって事故発生時の安定ヨウ素剤投与の手順や基準を定めるとともに、投与時の医師等医療関係者の関与のありかた、戸別事前配布する場合も含めた副作用対策などについても考え方を示すこと。
- 安定ヨウ素剤を事故発生時に乳幼児に速やかに投与できるよう、乳幼児用シロップ剤の製品化を製薬メーカーに働きかけること。
- 放射線による住民への健康影響調査について、実施の必要性、対象者、実施内容、実施主体などに関する統一的な基準を示すこと。

【災害時要援護者の広域的な避難体制の整備】

- 特別な配慮が必要となる病院や施設入所者など要援護者の避難先は広範囲（県内では不足する）となり、更にはそのための特別な移動手段を確保する必要があることから、国が関与してその具体的な方針を示すとともに、体制整備すること。
- 最終的な避難先に入所するまでの間、「一次的広域福祉避難所」を設置することを想定するが、この運営に必要な人材（医療及び介護従事者）、資機材（ベッド・車いす等）、物資（食糧・毛布等）が不足することが見込まれるので、国において速やかな派遣、調達の仕組みを構築すること。
- 一次的広域福祉避難所から最終の避難先となる社会福祉施設等への避難を確実に行えるよう、国において、速やかな受け入れ先確保の仕組みを構築すること。

3 地方分権改革の着実な推進と地方税財政制度の確立について

《提案・要望の内容》

地域のことは地域で決めるという改革の原点に立ち返り、国、都道府県、市町村の役割分担を抜本的に見直し、この国のグランドデザインを示した上で、その実現のための工程を示すとともに、地方税財政制度の抜本的な見直しを行うこと。

【地方分権改革】

- 本県を含む中国地方5県は、国出先機関の事務・権限の移譲の受け皿として、広域連合設立に向けた準備を進めることを既に表明しているところであり、国出先機関の事務・権限の移譲を進めるための法案を早期に成立させること。
※当面、中国経済産業局の事務・権限の移譲を求める。なお、地方環境事務所については、四国各県との丁寧な協議を行うなど調整を図る。
 - ・移譲対象出先機関単位で事務等を丸ごと移譲することを基本とすること。
 - ・移譲事務等は原則自治事務とすること。
 - ・国による関与や並行権限の行使は最小限とすること。
- 現下の雇用情勢に鑑み、労働行政の地方への一元化を推進するため、佐賀県で10月1日から開始し、埼玉県でも近く開始予定のハローワーク特区を両県と本格的に運用し、実績を積み重ねられるとともに、本県も申請（平成23年3月）中の「アクション・プランを実現するための提案（公共職業安定所）」を早期に実現すること。

【地方税財政制度改革】

- 地方消費税を含む税制抜本改革による地方税財源の充実強化と偏在の是正を早期に実現すること。
- 交付税率引上等を的確に行い、三位一体改革の影響により減少した地方交付税総額を早期に復元し、地方の一般財源総額を確保すること。
- 臨時財政対策債に依存することなく、全額を交付税措置すること。
 - ・その実現までの間の臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の弱い地方公共団体に配慮した方式を一層拡充すること。
- これまで地方が国に先んじて行ってきた行革努力など地方の実情に十分配慮し、国家公務員給与の引下げを理由とした地方公務員給与に係る地方交付税の一方的な削減を行わないこと。
 - ・鳥取県のラスパイレス指数94.0（平成23年度）は、本県が他県に先んじて給与制度改革に取り組んできた結果であり、一方的な交付税等の削減はこれまでの行革努力が帳消しとなり、かつ地方分権にも反するものであり、到底容認できない。
- 自動車関連税制の簡素化・グリーン化に際しては、貴重な地方の税源を確保するとともに、地方環境税（仮称）や現行の自動車重量税と自動車税を一本化した環境自動車税（仮称）の創設等により、温暖化対策における地方の役割に適った地方税源を確保すること。
 - ・自動車取得税や自動車重量税は、市町村にとって貴重な財源となっていることから、その見直しに当たっては、確実な財源措置が必要。

真に地方の自立に資する地方税財政制度の確立

○ 地方税財源の偏在性と格差 [都市部と地方部の比較]

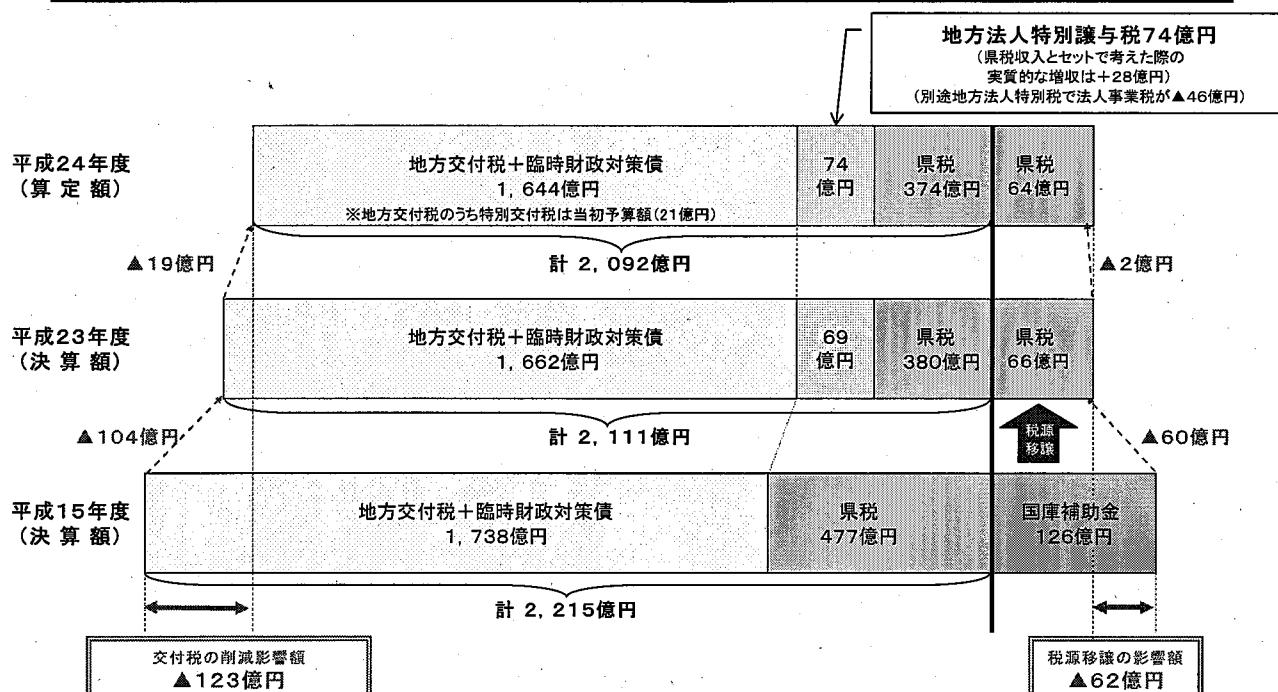
『都道府県ごとの一人当たり税収の最大／最小（平成22年度）』

地方税全体	最大(東京都) : 最小(沖縄県) = 2.6倍	(東京都:鳥取県=2.2倍)
法人二税	最大(東京都) : 最小(奈良県) = 5.4倍	(東京都:鳥取県=4.1倍)
地方消費税	最大(東京都) : 最小(沖縄県) = 2.0倍	(東京都:鳥取県=1.6倍)

○ 三位一体改革による地方交付税・税源移譲の影響額

『例』鳥取県の場合（平成15年度 ⇒ 平成24年度 ▲185億円）

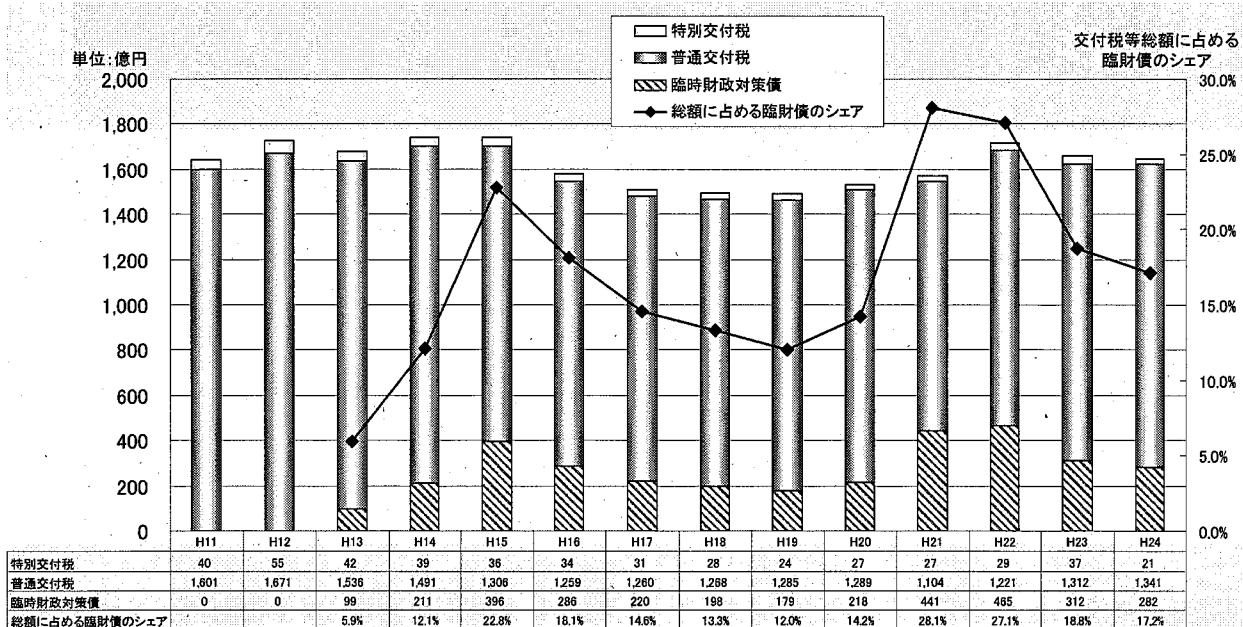
交付税の削減影響額と税源移譲の影響額（▲185億円）



(注) イメージをわかりやすくするために、金額と面積を比例させていません。

○ 借金に依存しない、真水による地方交付税制度を確立 [脱！臨時財政対策債]

『例』鳥取県の場合（平成22年度 臨時財政対策債が約3割に膨張）



4 社会保障と税の一体改革について

《提案・要望の内容》

- 消費税を含む税制抜本改革の実現に当たっては、東日本大震災の影響や厳しい地域経済の状況等を十分に配慮すること。

〔※社会保障・税一体改革大綱に示されているとおり、経済状況を好転させることを条件として、遅滞なく消費税を含む税制抜本改革を実施するとともに、特に東日本大震災による被災地域をはじめ、地方の厳しい経済財政状況にも十分に配慮し、国と地方の協議の場等を通じて、地方の意見を十分に踏まえながら実現すること。〕

- 社会保障制度改革に当たっては、「社会保障制度改革国民会議」での検討に地域の現場の声を十分反映させるとともに、「国と地方の協議の場」において引き続き議論していくこと。

〔※社会保障制度改革については、社会保障制度改革推進法（平成24年8月22日施行）に基づき、社会保障制度改革国民会議で議論し、必要な法制上の措置を法施行後1年以内に実施することとされているが、医療、介護、子育て、生活保護等の社会保障制度において運営の中核を担う地方の意見が十分反映されるよう、企画立案段階からの国と地方の連携・協力が不可欠である。〕

- 消費税と地方消費税の引上げに際して、低所得者層ほど税負担が重くなる逆進性の問題を踏まえて、十分な配慮を行うこと。

〔※先の通常国会に提出されたマイナンバー法による平成27年度以降の番号制度の導入を前提に、総合合算制度をはじめとした社会保障制度の見直しや給付付き税額控除の導入等による負担と給付の両面から、再分配に関する総合的な施策の見直しを行い、低所得者層に配慮した改革を実現すること。〕

- 社会保障と税の一体改革の基盤となるマイナンバー制度の導入に当たっては、システム構築（改修）に係る地方の財政負担を最大限縮小するとともに、国が整備する情報提供ネットワークシステム等の具体的な仕様を早期に示すこと。

〔※マイナンバー制度の導入に伴い、地方では情報提供ネットワークシステムとの接続、住基4情報との紐付けなど様々なシステムの構築（改修）が必要となるが、マイナンバー制度は国家的な情報基盤であることから、それに係る経費は原則として国が負担すべきである。〕

〔※システム改修には長期間を要するが、地方自治体を含む番号利用機関の業務システムは情報提供ネットワークシステムと接続されるため、その仕様が判明しなければ改修を行うことができない。〕

- 地方消費税が引き上げられた場合でも、地域間の税源の偏在性は改善されるとは言ないので、税制抜本改革と併せて、地方交付税の需要の組み方等においても見直しを行うこと。

〔※都市部と地方部の地域間の税源の偏在は、地方消費税の引上げによっても改善されないことから、地方交付税の財源調整機能を強化するとともに、地方が行う地方単独事業による社会保障費を十分に積み上げるなど、地方交付税の需要の算定方法を見直すこと。〕

〔※さらに、地方法人課税と現行の消費税（地方交付税原資部分）の税源交換を実施すること等により、偏在是正とより税収の安定した地方税体系の実現に向けた検討を行うこと。〕

- 地方のこれまでの厳しい行財政改革の取組を踏まえ、国民の納得と信頼を得るために、国においても徹底した行財政改革を行うこと。

〔※社会保障・税一体改革大綱にも示されているとおり、消費税の引上げまでに、国民の納得と信頼を得るために、徹底した歳出削減など、自ら身を切る改革を実施すること。〕

<参考>

○社会保障における主な低所得者対策（総額2兆円の恒久措置） [財務省]

低所得者等に対する年金の加算措置、受給資格期間の短縮	0.6兆円程度
市町村国保の低所得者の保険料軽減の拡充等	2,200億円程度
介護の1号保険料における低所得者保険料の軽減措置の拡充	1,300億円程度
子ども子育て新システム（保育サービスの拡充） ※ 保育サービスの拡充による女性の就業率の向上	0.7兆円程度
総合合算制度の創設 ※ 番号制度の導入を前提に、世帯毎に医療・介護・保育の自己負担額に上限を設ける仕組み	0.4兆円程度
生活保護基準、各種福祉手当における物価スライド等	

○消費税導入時、引上げ時の対応（いずれも単年度措置：臨時福祉給付金） [財務省]

消費税導入時（平成元年）：福祉施策対象者、70歳以上の高齢低所得者に1万円を給付等	645億円
消費税引上げ時（平成9年）：福祉施策対象者、65歳以上の高齢低所得者等に1万円を給付等	948億円

○地方公共団体の不断の行革努力の実施 △4兆2,000億円／年 （全国知事会試算）

- ・定数削減（H12～H22） △39万人（△12.2%） <効果額> △3兆3,000億円
(参考) 国の定数削減（H12～H22） △4万人（△3.7%） <効果額> △3,600億円
※定数削減による効果額は、便宜上、国・地方とも「国家公務員給与について」（財務省主計局資料）
の人員費単価（8,500千円／人）を使用。
- ・給与構造改革による人員費削減効果額 △6,000億円／年
- ・独自給与カットによる給与削減額 △2,200億円／年
- ・市町村合併に伴う特別職、議員数の減による効果額 △1,200億円／年

5 特例公債法案の早期成立等について

《提案・要望の内容》

- 政府においては、特例公債法案を早期に成立させるとともに、今後、地方交付税の分割交付や補助金の執行留保などのような措置を繰り返さないこと。
- 今後、法案の成立が遅滞した場合は、地方の円滑な財政運営に支障が生じないよう、国の予算執行の抑制に伴う金融機関からの借り入れ等により生じる金利負担等に対し、特別な財政措置を行うなど万全の対策を講じること。

※先の通常国会において、「平成24年度における公債の発行の特例に関する法律案（特例公債法案）」が成立せず、これにより平成24年度の国の一般会計予算の執行抑制が行われ、地方公共団体向けの支出についても、地方交付税の分割交付や補助金の執行留保等、異例の措置が行われている。

このような状況及び今回の措置は、地方財政の安定を根本から脅かすこととなり、極めて不適正と言わざるを得ず、財政力の弱い鳥取県にとって、こうした状況が長引けば県としても予算執行の見直しを迫られ、様々な分野で住民生活に直接支障が生じることにもなりかねない。

〈参考〉

- 本県の普通交付税の交付額について、市町村分については全額交付されたものの、県分については、当面9月から11月について月割りの交付とし、各月において9月交付分の3分の1を交付する措置が取られている。（9月分は当初予定の9月4日から6日遅れの9月10日に交付。）

※本県（県分）の9月交付額は、 $340\text{億円} \div 3 = 113\text{億円}$

※本県の財政力指数は、0.26（平成23年度：全国で下から3番目）。

平成24度一般会計当初予算に占める地方交付税の割合は40.9%（臨時財政対策債と合わせると49.8%）。

6 地域自主戦略交付金の運用見直しについて

《提案・要望の内容》

- 地方自治体の自由裁量拡大の観点から、地域自主戦略交付金を補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用除外とし、地域主権戦略大綱に謳う「基本的に地方が自由に使える一括交付金」へと改めること。
- 地方の予算編成に支障をきたすことがないよう、算定の考え方、具体的配分額、交付の事務手続きスケジュール等について早期に提示し、各団体に疑惑や不公平感を抱かせることがないよう、情報を公開すること。
- 各省に予算を移し替えることなく内閣府に一元化するなど、スムーズな事業執行が可能となるよう、手続きの簡素化を図ること。

※平成23年度の状況

- ・地域自主戦略交付金は補助金適正化法の対象。
- ・事業計画について、要記載内容が各事業によって統一されていない状態。
- ・事業計画（内閣府）と交付申請（各省）の内容が一部重複。など

〈参考〉

○地域主権戦略大綱〔抜粋〕（平成22年6月22日閣議決定）

第5 ひも付き補助金の一括交付金化

1 趣旨

(1) 目的

地域のことは地域が決める「地域主権」を確立するため、国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針の下、現行の補助金、交付金等を改革する。

(2) 原則

こうした目的からして一括交付金は、各府省の枠にとらわれず、ブロックの政策目的の範囲で、いかなる政策にどれだけの予算を投入し、どのような地域を目指すのかを、住民自身が考え、決めることができるよう、デザインされなければならない。これにより、地域の知恵や創意が生かされるとともに、効率的・効果的に財源を活用することが可能となる。

(3) 手順

改革に当たっては、地方が円滑に行政サービスを提供できるよう、十分に配慮した手順で進めていく必要がある。

7 社会資本整備総合交付金等の予算確保について

《提案・要望の内容》

- 当県は、県土のほとんどが中山間地域であることなどから、道路が県民生活や経済活動に不可欠な社会資本である。また、中国山地から発する急流河川が多く、昨年の台風でも大きな被害を被った。
安全で安心な県民生活を確保するため、地域の実情に即した公共事業が確実に実施できるよう、社会資本整備の遅れている地域に重点的に、また、事業実施段階に応じた必要額を適切に配分すること。
- 緊急輸送道路に架かる橋梁の耐震補強など社会資本における防災・減災対策を強化することも東日本大震災の教訓であり、国民の生命・財産を守る防災・減災対策を推進する「全国防災事業」の予算を引き続き確保すること。
- 地域の生活に密着した道路整備を行うにあたって必要となる財源を確保するため、平成25年度以降も「地方特定道路整備事業」の制度を継続すること。

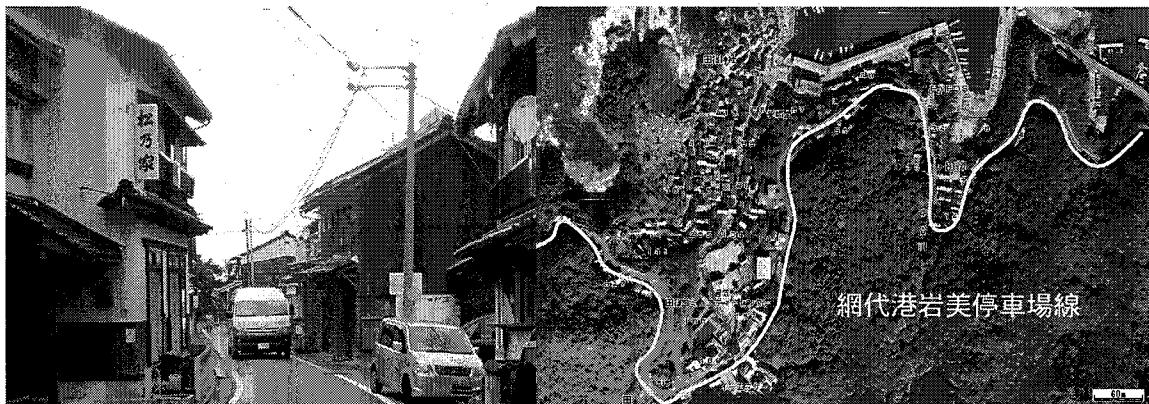
〈参考〉

- 鳥取県における社会資本整備総合交付金の配分状況（当初配分額で市町村分を含む。）（単位：百万円）

年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4
社会資本交付金	19,485	13,149	12,449 (11,382)
対前年度比	—	67.5%	94.7% (86.6%)

※H 2 4 の括弧内は、全国防災事業を除いた配分状況。

- 消防車等の緊急車両の通行が困難な未改良道路がまだまだ多く残っている。



岩美町 田後

○度重なる異常気象により、鳥取県においても甚大な被害が発生している。



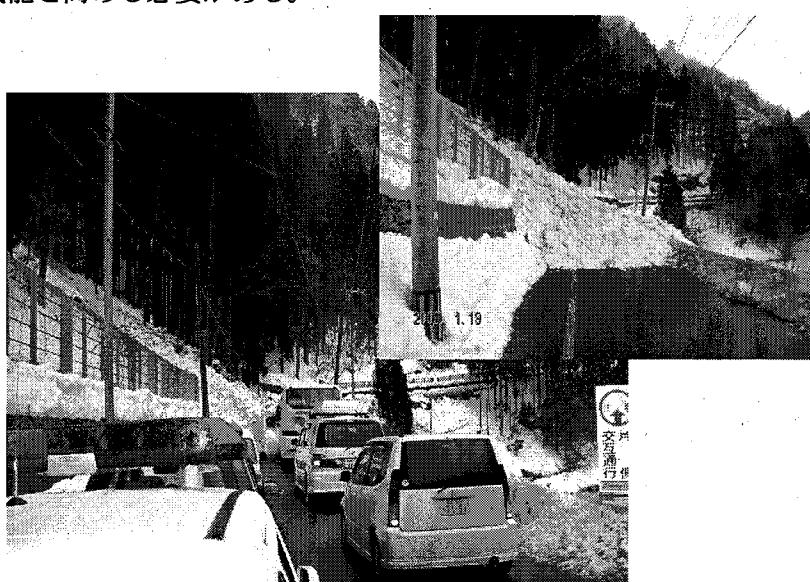
前線の影響による局地的な集中豪雨によって土石流が発生（平成19年8月 若桜町 角谷川）

○橋梁等の構造物を建設する場合には、事業の実施段階に応じて必要額が大きく変化するので、毎年度の必要額に応じて弾力的に対応できる予算措置が必要。



由良川 広域河川改修事業（北栄町瀬戸）

○県土の大部分を占める中山間地域は、豪雨や大雪により孤立化するおそれが大きく、道路の防災機能を高める必要がある。



雪崩による通行止の状況（平成21年1月 国道482号 若桜町茗荷谷）

8 高速道路ネットワークの早期整備について

《提案・要望の内容》

我が国経済を再生し、安全安心な社会を実現するためには、インフラ整備による成長基盤の強化が不可欠であること、及び、補完性・代替性（リダンダンシー）の確保の観点から、ミッシングリンクが依然として存在する本県高速道路ネットワークの1日も早い連結を図ること。また、それを実施するために必要な道路予算の総額を確保すること。

○平成25年度供用予定箇所の確実な供用

以下の箇所について、公表された供用予定時期である平成25年度までに確実に供用させること。

「駆馳山バイパス」-----『鳥取豊岡宮津自動車道』
「鳥取西道路（鳥取IC～鳥取空港IC）」 } 「山陰道」
「中山・名和道路」、「名和・淀江道路」 }

○『山陰道』の平成20年代の県内全線供用

本県の悲願である『山陰道』の平成20年代の県内全線供用を実現するため、「鳥取西道路（鳥取空港IC～青谷IC）」については、埋蔵文化財調査を引き続き集中的・計画的に実施するとともに、一体的な供用を目指し、用地買収や埋蔵文化財調査が完了した区間においては速やかに工事着手できるよう、重点的な予算配分を行うこと。

「北条道路」については、早期に事業を再開すること。

○残るミッシングリンクの解消に向けた検討への着手

『鳥取豊岡宮津自動車道』（山陰道～鳥取市福部町）
米子市～境港

○『米子自動車道』及び『米子道路』の4車線化

暫定2車線で供用中の『米子自動車道（蒜山IC～米子IC）』及び『米子道路（日野川東IC～米子西IC）』の定時性・安全性の向上を図るために、早期に4車線化を行うこと。

○『鳥取自動車道』における付加追越車線の追加

平成24年度中に暫定2車線で全線供用予定の『鳥取自動車道』については、付加追越車線が僅か1箇所しか設置されていないことから、高速道路本来の定時性・安全性を十分に発揮させるため、早期に付加追越車線を追加すること。

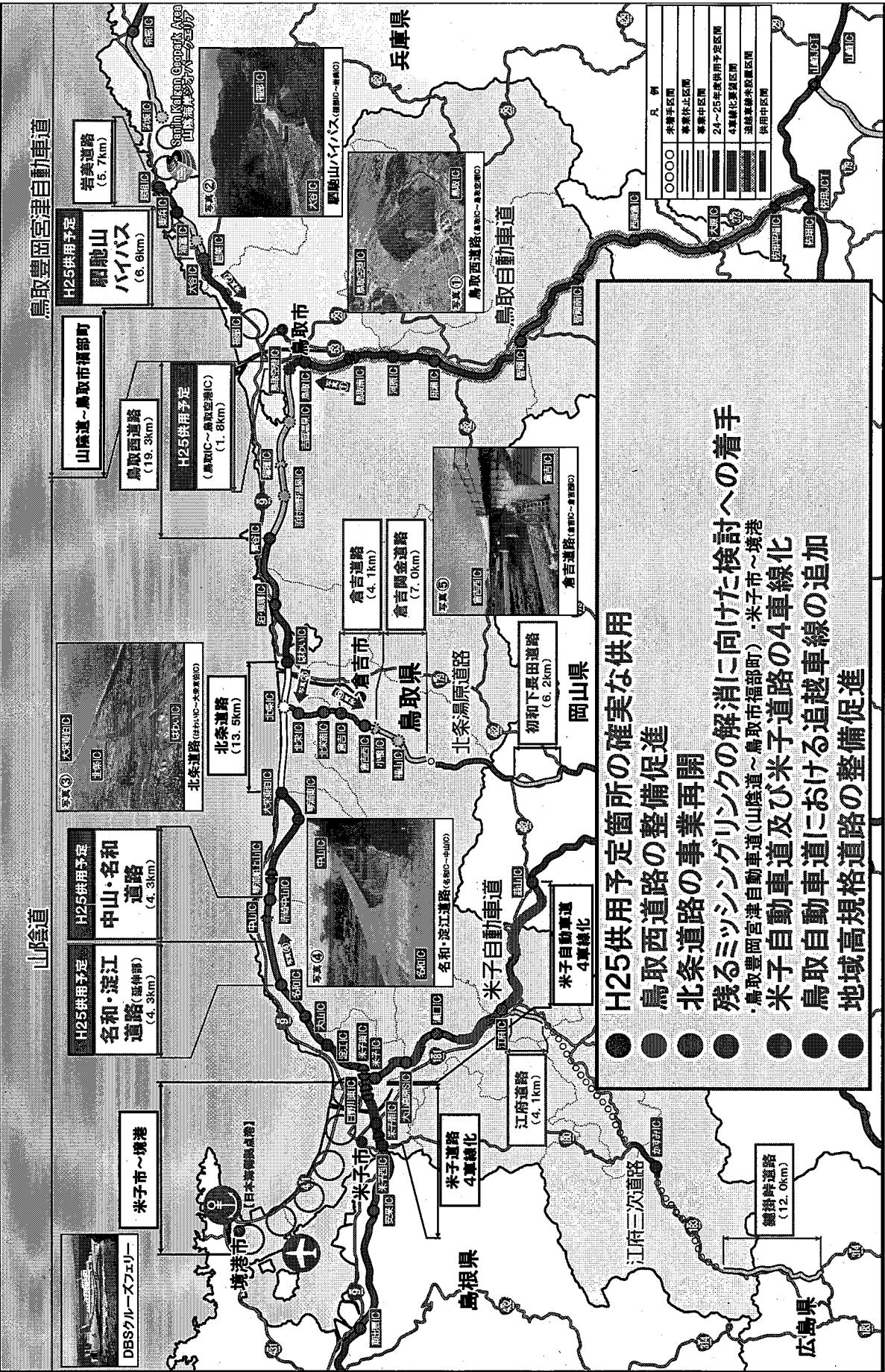
○地域高規格道路の整備促進

高速道路ネットワークを補完する地域高規格道路の1日も早い供用を図るために、トンネル等の大規模構造物の進捗状況に応じた重点的な予算配分を行うこと。

「岩美道路」-----『鳥取豊岡宮津自動車道』
「倉吉道路」、「倉吉関金道路」-----『北条湯原道路』
「鍵掛峠道路」、「江府道路」-----『江府三次道路』

要望

県内高速道路ネットワークの1日も早い連結を!



H25供用予定箇所の確実な供用

鳥取西道路の事業再開

残るミツシングリンクの解消に向けた検討への着手

北条道路の事業再開

・鳥取道(山陰道～鳥取道)・米子市～境港

・米子自動車道及び米子道路の4車線化

・鳥取自動車道における追越車線の追加

・地域高規格道路の整備促進

要 望 書 県内高速道路ネットワークの1日も早い連結を! 鳥取西道路の整備促進

山陰道

青谷羽合道路

鳥取西道路(Ⅲ期) L=6.4km

用地進歩率90% 事業進歩率5%

鳥取西道路(Ⅰ期) L=5.9km

用地進歩率86% 事業進歩率11%

鳥取西道路 L=7.0km

用地進歩率59% 事業進歩率9%

A. 別
埋蔵文化財監査完了箇所
24年度埋蔵文化財監査実施箇所
埋蔵文化財監査着手・着手予定箇所
工事既終着手・着手予定箇所

H25供用予定
(鳥取IC~鳥取空港IC)
(1.8km)



「鳥取IC~鳥取空港IC」については、平成25年度までに確実に供用させること。

「鳥取空港IC~青谷IC」については、埋蔵文化財調査を引き続き集中的・計画的に実施するとともに、一體的な供用を目指し、用地買収や埋蔵文化財調査が完了した区間ににおいては速やかに工事着手できるよう、重点的な予算配分を行うこと。

要旨

県内高速道路ネットワークの1日も早い連結を! 北条道路の早期事業再開



- 一般部については、国道9号のバイパスとして平成2年に全線供用開始
- 本線部については、平成2年度から用地買収(旧北条町域のみ)に着手し、横断構造物や盛土工事等を行っていたが、平成19年度以降予算計上なし

県内高速道路ネットワークの1日も早い連結のため、既に一部区間で用地買収、横断構造物及び盛土工事が概成しているなかで平成19年度以降の事業が中斷している「北条道路」について、早期に事業を再開すること。